

第 8 期 第 2 回 清掃・リサイクル審議会に関する質問と回答

	質問	回答
1	<p>容器包装プラスチック、製品プラスチックの回収が先行している千代田区、港区、渋谷区のリサイクル方法は何か。またどのように分別しているのかもあわせて教えてほしい。</p>	<p>1 各区のリサイクル方法 千代田区： 容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法ルート 製品プラスチックは独自処理ルートで固形燃料（RPF） 港区： 容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法ルート 製品プラスチックは独自処理ルートでケミカルリサイクル（ドライアイス、アンモニア） 渋谷区： 容器包装プラスチックは容器包装リサイクル法ルート 製品プラスチックは独自処理ルートで固形燃料（RPF）</p> <p>2 分別方法 容器包装プラスチックと製品プラスチックを同じ袋で排出する一括回収をしています。</p>
2	<p>他の自治体におけるペットボトル回収は週1回のところもあるが、人口90万人もある世田谷区のペットボトル回収は月2回である。世田谷区よりも人口（排出量）の少ない他の自治体より回収頻度が少ない。この理由は何か。</p>	<p>事業者によるペットボトル自主回収の体制づくり（東京ルールⅢ）の結果、スーパーやコンビニ等の店頭でのペットボトル回収が進んだことをふまえ、集積所に出される量を想定し、月2回と設定しています。</p>
3	<p>資料4のP18に「製品プラスチックの再商品化処理は、全量分が自治体の負担となる。」、資料4のP39に「プラスチック資源循環法第33条の制度を活用することで、プラスチック再商品化費用を抑えることができる。」</p> <p>とあるが、例えばコンビニにあるスプーン、ストロー（製品プラスチック）を区民が使用后、プラスチック資源回収場所に出した場合、区が回収したその全量の再商品化処理費用は区の負担となるのか。具体的に説明してほしい。</p> <p>その負担経費は、第33条の制度を活用することで費用を抑えることができるとあるが、第33条とはどのような制度なのか。</p>	<p>使用済みプラスチックは、「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」に分けられます。</p> <p>区が回収した「製品プラスチック」の再商品化費用は、どの処理方法を活用しても、全量分を区が負担することになります。一方、「容器包装プラスチック」の再商品化費用は、容器包装リサイクル法ルートを活用できれば、99%は事業者が負担、残りの1%を区が負担（令和4年度の負担割合）となるため、費用を抑えることができます。</p> <p>プラスチック資源循環法第33条では、独自ルートでプラスチックを処理する場合において、区と再商品化事業者が連携して策定した再商品化計画を主務大臣が認定することにより、容器包装プラスチック分については、容器包装リサイクル法ルートを活用したときと同じ費用負担割合（令和4年度1%）になるため、再商品化費用を抑えることができます。</p> <div data-bbox="667 1594 1444 1729" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">※容器包装リサイクル法の対象は、容器包装プラスチックのみ。</p> <pre> graph TD A[使用済みプラスチック] --> B[容器包装プラスチック] A --> C[製品プラスチック] B --> D["<経費> 事業者99% 区負担1%"] C --> E["<経費> 区負担 100%"] </pre> </div>